

回答書に対する意見書

藤枝市長 松野輝洋様

志太広域事務組合 管理者 松野輝洋様

稲葉の未来を考える会 代表 大塚 直己

藤枝市助宗 908 - 1

去るH15年7月18日に提出された住民による新ゴミ処理施設建設計画に対する質問書に対する回答を9月4日に頂きました。関係住民にて回答書を拝見させていただいた結果、「行政の姿勢は以前とまったく変わっていない」、「回答は理解できるものではない」といった意見が大半でした。今日まで、住民が主張してきたことがまったく理解されていないことは大変残念に思います。

そこで回答書に対する意見の相違等を項目ごとにまとめましたので意見・見解として提出させていただきます。

< 以下項目別の見解、反論意見 >

1 候補地決定に関する責任の所在について

決定経過のみの回答であり質問に答えていない。現在の地元への交渉窓口（責任）はどこなのか。市だとしたら、広域組合との関係において、根拠はどこにあるか。（委託契約、委任等）

今後、選定の見直し、白紙に向けての交渉の窓口・責任者はどこなのか。

2 地域住民への説明責任と今後の対応について

選定段階の情報公開が混乱を招くというが、公開しないで選定した結果はさらに大きな混乱を招いている。混乱を避けるためとの理由は、選定の不透明さ、選定根拠のあいまいを覆い隠すための理由に使われているように思える。

説明をしないで行政側が一方的に決定しておきながら、今になって市側の説明を聞いてくれない地元が悪いような言い方は心外である。しかも、その説明は、市の候補地決定の押し付けが前提にあるのだから、地元としては聞くわけにはいかない。責任のすり替えではないか。

3 選定における地元意向の反映について

選定の基本要件に土地利用実態を挙げているが、環境の視点が最優先されるべきではないか。仮に土地利用が基本要件だとしても、地元意向を踏まえないプロセスでは説得力がない。

助宗は地元が開発意向があると決めつけているが、過去の工業団地と今回の清掃工場は別物であり、地元意向が継続との判断は、市側の都合のよい勝手な判断である。それをもって有力候補地としたことは不当であり、地元として納得がいかない。地元意向が判断材料となるのなら、地元と話をし、確認すべきである。また、他の候補地に対しても同様に地元意向を把握していたのか、その件も明らかにすべきである。

コンサルの案に、助宗地区の資源循環型工業団地構想が挙げられ、選定に影響を与えているようだが、過去に市の側から提案された工業団地計画がある。地元を大きな混乱に引き込んだ末、市の側から一方的に破棄されたが、資源循環型とはいえ工業団地構想を再度持ち出すことについて、地元は一切の説明なしに進めることは過去のいきさつを無視した道義に欠けるやり方ではないかと思う、到底納得しかねる。

4 環境リスクについて

一切の悪影響が出ないとの前提で回答しているが、他の事例からみても事故や予想外のことが起こりうることは考慮に入れて考えるべきである。

現行の基準をクリアしさえすればよいという考えは、複合的汚染や蓄積による害を考えれば安易といわざるを得ない。現状の技術水準や基準値自体が絶対視できるものではない。(基準の上乗せ、万が一の場合の住民や環境に対する負荷を考え、より危険性が低い方策を考えるべきではないか。)

5 住民福祉の視点に立った候補地の選定について

6 地域振興への住民参加等について

開示文書に見られる選定経過や選定理由からは、土地取得の容易性(土地のまとまり、地元の開発意向(?)、アクセス道路等)が主たる選定理由で、住民福祉や地域振興は二の次用に受け止められる。

回答では、住民福祉、地域共生型施設、付帯施設等を含めての地域振興等を掲げているが、いずれも抽象的で、地元住民の意向を把握することなく行政(の一部)側からの一方的・机上論的な考え方に過ぎない。選定に関し地元住民を排除しておきながら、その決定を前提にし、要望・反対があっても選定結果は変えないとの態度を保持したままでの住民福祉、地域共生、地域振興はありえないのではないか。

回答のような考えをかけるのなら、候補地選定についてまず地元住民に説明し、地元住民の意見を聞き、その上で候補地選定をしていくべきではないか、市のやり方は手順が前後している。話し合い・相談を求めるなら、候補地選定を白紙に戻し、住民福祉、地域振興等と清掃工場立地との関係を住民と十分話し合っ、その上で候補地を決めるとの意思表示が必要と考える

7 大井川町の港湾活性化構想への対応について

「進展を見守りながら対応していきたい」との回答であるが、対応の中に、候補地の見直しも含まれるのか。

志太広域事務組合として、また2市2町合併という流れの中で、大井川町の事業構想という立場ではなく、自身の問題として積極的に関わり打開していく責務があるのではないか。

8 助宗地区が話し合いに応じられる環境の整備等について

助宗への決定が前提で、変えるつもりは全くないとの態度を掲げての協議では、協議にならない。市が望む協議が、市および広域事務組合の決定を地元理解させ、受け入れさせるためのものである以上、地元としては話し合いに応じられない。地元が話し合いに応じられる環境条件の整備とは、市がこの態度を変えることであるが、歩み寄る気持ちは全くないものと解釈できる。